誓約書兼同意書

令和6年　　月　　日

羽曳野市教育委員会事務局

生涯学習部スポーツ振興課　御中

（申請者）

所在地又は住所

商号又は名称

代　表　者　名

以下の事項について、誓約及び同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約及び同意事項 | ﾁｪｯｸ欄 |
| ・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等に加入しています。  ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員等）に該当していません。  ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていません。  ・税の滞納はありません。又は、税について未納がある場合、所定の納税猶予を受けています。 | □ |
| ・出店場所の電気設備、水道設備、排水設備は使用せず、発電機等を使用する場合は当方にて用意します。  ・火器又は発電機を使用する場合は、消火器等を必ず備えます。また、安全対策を万全にし、事故防止に努め、必要な措置を講じます。  ・施設の利用者及び近隣住民等の迷惑にならないよう努め、音響設備は使用しません。  ・車両の移動及び配置に際しては、歩行者及び他の車両等との事故がないよう万全の注意を払います。  ・食中毒等が発生しないよう対策を行います。  ・閉店後は、周辺の清掃、片付けを行います。  ・荒天等により出店をとりやめる場合などは、事前に市に連絡します。  ・出店による事故、苦情等のトラブルは、当方の責任において対処します。  ・行政執行上の理由により、出店場所の使用ができなくなった場合は、販売中止の指示に従います。  ・出店に伴い発生した市及び第三者への損害について一切の責任を負います。  ・本事業について、市がアンケートその他の照会をする場合や、所轄の消防署による点検が実施される場合は、これに応じます。  ・出店割当された区画に係る出店料については出店しない場合でも納入し、出店料の返還は求めません。（ただし、雨天等、出店者の責めに帰すことができない事由により出店を中止する場合は除く。）  ・令和6年度羽曳野市立中央スポーツ公園キッチンカー等出店者(夏季)募集要項に規定する応募資格等のほか、関係法令に違反した場合、出店許可を取り消されることに同意します。 | □ |

上記の「誓約及び同意事項」をご確認のうえ、チェック欄に印をつけてください。

チェック欄に印がない場合は、受付できません。